

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成11年岩手県規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第3（第8条関係） 岩手県信用保証協会 <u>岩手県漁業信用基金協会</u> 岩手県農業信用基金協会 [略]	別表第3（第8条関係） 岩手県信用保証協会 岩手県農業信用基金協会 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。